「黒漆宝尽螺鈿琵琶」保存修理報告

宇保朝輝*1　室瀬智弥*2　鷺野谷一平*3　亀島悠平*4

はじめに

本作品は、一般財団法人沖縄美ら島財団所蔵の「黒漆宝尽螺鈿琵琶」である。平成３０年５月７日から令和２年３月２５日まで株式会社目白漆芸文化財研究所で修理を行った。修理にあたり担当職員を宇保朝輝とし、総括管理責任者及び修理責任者を室瀬智弥、管理技術者を鷺野谷一平、修理担当者を亀島悠平が担った。

１．名　称

黒漆宝尽螺鈿琵琶　　一面

２．概　要

茄子型の扁平な槽に腹板を貼った、四弦曲頸の琵琶である。腹板には透漆をかけ、それ以外は黒漆塗とする。槽部分には宝尽しの吉祥文様、遠山から頸にかけては花入り亀甲文様、側面の磯から頸にかけては七宝繋文様、絃蔵の表面には二重鋸歯文様、裏面には梅花文様、海老尾の表面には龍と火焔宝珠、裏面には水仙をそれぞれ螺鈿で表している。また、柱や覆手の一部には象牙が用いられる。

法量：　縦８８．３　横２６．０　高さ１５．４　（ｃｍ）

３．修理前状態

全体に、経年による汚れが見られた。また各所に過去の修理跡が散見された。

槽は経年の木地収縮により、貝や漆塗膜の剥離および亀裂が各所に生じていた（図１、２）。特に貝の剥離は全体にわたって顕著であり、触手等により剥落する恐れのある危険な状態であった。貝の欠失も各所で見られ、欠失している部分には過去の修理跡が確認された。また、反手においても貝の剥離と欠失が見られた（図３）。

腹板には、木目に沿って縦方向に亀裂が生じていた（図４）。また、使用により撥が当たっていたと思われる部分の漆塗膜が摩耗し、木地が露出していた。腹板上に付す覆手および柱の接合部に、隙間が生じていた（図５）。柱部分に施された象牙は、剥離および欠失が見られ（図６）、一箇所で外れた部材が残っていた。

図１　頸部分　貝・塗膜の剥離

図２　槽部分　貝・塗膜の剥離

*１　一般財団法人 沖縄美ら島財団 首里城公園管理部 事業課 調査展示係　主事
*２　株式会社 目白漆芸文化財研究所　代表取締役
*３　株式会社 目白漆芸文化財研究所　文化財修理主任
*４　株式会社 目白漆芸文化財研究所　文化財修理技師

図３　反手部分　貝・塗膜の欠失

図４　腹板　木地亀裂

図５　覆手　接合部の隙間

図６　柱　象牙の欠失

４．修理作業

平成３０年度（第１年度）修理作業

＜修理前調査記録・写真撮影＞

修理前の損傷状態を調査記録し、修理作業工程の確認をした。また、修理前と修理後の比較ができるよう、作品の全景及び損傷箇所の写真撮影を行った。

＜設置台および心張用木枠の作製＞

修理を開始する前に、作品を安定させ、安全な状態で作業が行えるよう設置台を作製した（図７）。また、漆塗膜や貝の剥離の圧着に使用する心張用の木枠の作製も行った（図８）。

図７　設置台

図８　心張用の木枠

＜養生＞

塗膜の亀裂や貝の剥離が見られる部分には小片に切った雁皮紙を糊貼りし、作業中の剥落を防止するための養生を行った（図９）。

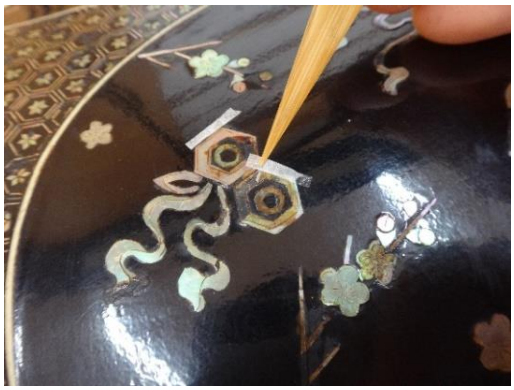

図９　貝の養生

＜貝の押さえ＞

作品全体に貝の剥離が顕著に表れており、作業中の触手等で貝が剥落してしまう恐れのある危険な状態であった。安全に作業を行うためクリーニングの前に押さえを行い貝および周辺の安定化を図った。

貝の押さえは、剥離部分の際から筆を用いて膠を含浸し、余分な膠を拭き取った後、心張法[1]により貝の圧着を行った（図１０、１１）。

図１０　槽側　貝の押さえ

図１１　側面　貝の押さえ

令和元年度（第２年度）修理作業

＜貝・象牙の押さえ＞

貝の押さえは、剥離部分の際から筆を用いて膠を含浸し、余分な膠を拭き取った後、心張法により貝の圧着を行い安定させた。

象牙の押さえは、浮きが見られる箇所へ筆を用いて膠を含浸し、クランプおよび心張法により圧着を行い安定させた。象牙を貼り戻した箇所や、現状では浮きが見られない箇所にも同様に膠含浸を施し、安定化を図った（図１２、図１３）。

※作品に同梱されていた貝片は、欠失箇所と貝の形状が一致するものがなかったため、作品と共に返却した。

[1] 木枠の中に作品を設置し、竹ひごの弾力を利用して貝や塗膜の剥離を押さえ圧着する方法。

図１２ クランプによる象牙の押さえ

図１３ 心張法による象牙の押さえ

＜塗膜の押さえ＞

塗膜が剥離している部分には、麦漆[2]を溶剤で希釈して、筆を用いて含浸を行った。その後、余分な麦漆が塗膜表面に残らないように拭き取り、クランプまたは心張法を用いて塗膜の押さえを行った（図１４、図１５）。麦漆の含浸と押さえは、亀裂の深さや状態に応じて、適宜麦漆の濃度を変えながら複数回に分けて行った。また、経年により漆塗膜の柔軟性が失われている箇所は、そのままの状態で押さえを行うと漆塗膜を損傷させてしまう恐れがあったため、精製水で僅かに湿らせた木綿布を当てがい、塗膜が柔らかくなったことを確認してから押さえを行った。ただし、湿らせた木綿布を当てがっても柔軟性を得られない箇所については、無理に押さえを行うことはせず可能な範囲での押さえとした。

図１４　剥離塗膜への麦漆含浸

図１５　心張法による塗膜押さえ

＜クリーニング＞

貝、象牙、塗膜の剥離部分の圧着を行い、充分に安定したことを確認してから、経年により表面に付着した汚れのクリーニングを行った。漆塗膜のクリーニングは、毛棒で埃を払った後、精製水を僅かに含ませた柔らかい木綿布を用いて、丁寧に汚れを取り除いた。一部、精製水のみで除去できない汚れは、精製水にエタノールを混合した溶液を使用した。螺鈿部分のクリーニングは、精製水を僅かに含ませた綿棒を用いて貝の際に引っかからないよう留意し、汚れを取り除いた（図１６）。また、貝や貝の欠失部分に散見される合成接着剤と思われる付着物は、綿棒にアセトンを僅かに含ませて少しずつ溶解させながら除去を行った。アセトンでも除去できない付着物は、ヘラを用いて塗膜を傷めないよう注意しながら、少しずつ削り取り除いた（図１７）。漆塗膜に強固に付着し、除去をする際に塗膜を傷める恐れがある箇所は、無理に処置をせず現状のままとした。

[2] 精製水で水練りした小麦粉に、生正味漆を混ぜ合わせたもの。

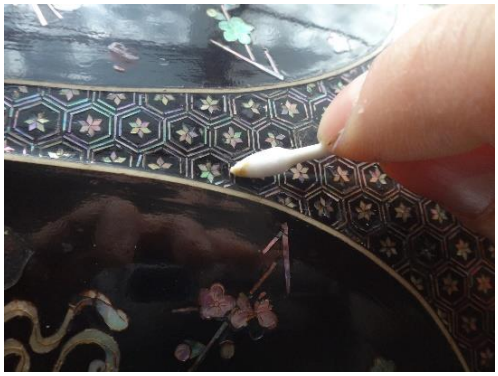

図１６　クリーニング

図１７　付着物の除去

＜刻苧の充填＞

亀裂箇所や欠損箇所には、刻苧[3]の充填を行った。刻苧の充填は損傷の度合いに応じて、木粉の粒子を変え、数回に分けて行った（図１８）。刻苧が乾固した後、周辺塗膜を傷めないよう留意しながら、砥石等を用いて表面を平滑に整えた。また、覆手および象牙製の柱の接地面に生じた隙間は、補強のため、刻苧の充填を行った（図１９）。

図１８　欠損箇所への充填

図１９　覆手隙間への充填

＜下地付け＞

刻苧を充填した箇所や細かな亀裂、また欠損部には、漆下地[4]を施す下地付けを行った。下地付けは欠損の度合いに応じ、地の粉の粒子を変え、数回に分けて行った（図２０）。乾固した後、砥石等を用いて下地表面の形状を整えた。

図２０　欠損箇所への下地付け

[3] 麦漆に麻の繊維および木粉を混ぜ合わせたもの。

[4] 精製水を含ませた地の粉に生正味漆を混ぜ合わせたもの。

＜際錆＞

下地を施した部分や、押さえた塗膜の際、および貝が欠失している箇所には、触手等による塗膜や貝の剥落を防止するため、錆漆を施す際錆を行い乾固させた（図２１）。漆を用いて修理を行った亀裂や欠損箇所は黒色であるため、作品を展示する上で違和感のないよう、同部へ補彩を行った。補彩には、必要に応じて拭き取り可能な顔彩を用いた（図２２）。

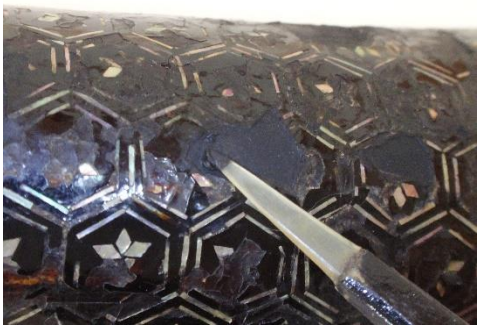

図２１　際錆

図２２　補彩

＜漆固め＞

経年により劣化した漆塗膜の強化のため、漆固めを行った。透漆が塗られている腹板部分は木地呂漆と素黒目漆を７：３の割合で調合し、溶剤で希釈して不織布を用いて塗布した（図２３）。漆塗膜が摩耗し木地が露出している部分は漆が浸透しやすく、必要以上に吸わせてしまうと色が濃くなってしまうため、適宜希釈して漆の濃度を調整しながら、作品の表情を損なわないよう留意して行った。腹板以外の黒漆部分は、生正味漆を溶剤で希釈し、不織布を用いて塗布を行った。その後、塗布した漆が塗膜上に残らないようにしっかりと拭き取り、乾固させた（図２４）。

図２３　腹板部分　漆固め

図２４　黒漆部分　漆固め

＜修理後写真撮影・記録・報告書作成＞

修理後の写真撮影を行い、修理記録をまとめ、報告書を作成した。

[5] 精製水を含ませた砥の粉に生正味漆を混ぜ合わせたもの。

５．修理工程

平成３０年度(第１年度)修理工程

① 修理前調査記録・写真撮影
② 設置台および心張台の作製
③ 養生
④ 貝の押さえ
⑤ 平成３０年度(第１年度)報告書作成

令和元年度(第2年度)修理工程

① 貝・象牙の押さえ
② 漆塗膜の押さえ
③ クリーニング
④ 刻苧の充填
⑤ 下地付け
⑥ 際錆
⑦ 漆固め
⑧ 修理後写真撮影・記録・報告書作成

６．工期

平成３０年５月７日～令和２年３月２５日

７．修理場所

目白漆芸文化財研究所内修理室（新宿区下落合4-23-5）に於いて実施した。

全景　腹板側

修理前

修理後

全景　槽側

修理前

修理後

修理前　　修理後

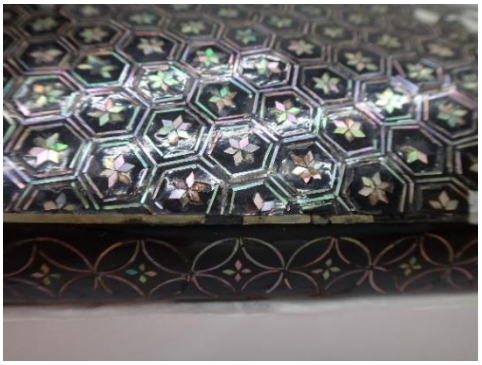

貝の浮き（槽部分・花入り亀甲文様）

貝の浮き（槽部分・吉祥文）

貝の浮き（槽部分・吉祥文）

貝の浮き（槽部分・吉祥文）

象牙の脱落（乗竹部分）

塗膜の剥離（槽部分）

塗膜の劣化（腹板部分）

縁の欠損（腹板部分）

隙間（覆手部分）